

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する  
タスクフォース（第16回）

令和3年11月11日

1 日時 令和3年11月11日（木）16:00～18:00

2 場所 WEB 会議による開催

3 出席者（敬称略）

○構成員

中村主査、曾我部主査代理、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、益川構成員、森構成員、山口構成員、米田構成員

○オブザーバー

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)全国携帯電話販売代理店協会、(一社)安心ネットづくり促進協議会、(一財)マルチメディア振興センター、(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム、(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構、アルプス システム インテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

○発表者

東京国際工科専門職大学 齋藤 長行 教授

○総務省

二宮総合通信基盤局長、北林電気通信事業部長、片桐消費者行政第一課長、竹内消費者同課課長補佐、松井情報流通行政局情報流通振興課長、赤間同課情報活用支援室長、熊原同室課長補佐、海野サイバーセキュリティ統括官室参事官

4 議事

(1) 開会

(2) 議題

① 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について

・(一社)電気通信事業者協会

- ・(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会)
  - ・(一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構
  - ・東京国際工科専門職大学 齋藤 長行 教授
  - ・総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室
- ② フィルタリング申込率・有効化措置率の四半期報告について
- ・(一社) 電気通信事業者協会
  - ・(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会)
- (3) 閉会

## 5 議事要旨

### (1) 開会

【中村主査】 ただいまから、第16回青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースを開催いたします。

今回もコロナ対策ということで、ウェブ会議での開催ということになります。

冒頭、事務局から、ウェブ会議による開催上の注意事項についての御案内と、配付資料の確認をよろしくお願ひします。

(事務局より、ウェブ会議による開催上の注意事項案内及び配布資料確認を実施。)

### (2) 議題

- ① 「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について

【中村主査】 今日の議題は、取組進捗状況と、フィルタリングの四半期報告の2点です。

まず議題の最初、青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する新たな課題及び対策等を踏まえた取組の進捗状況について、電気通信事業者協会、テレコムサービス協会 (MVNO 委員会)、ソーシャルメディア利用環境整備機構、そして東京国際工科専門職大学の齋藤教授、総務省から御説明をしていただくということになっています。

最初に、電気通信事業者協会 (TCA) の吉岡さんから、説明をお願いしますでしょうか。

〈(一社) 電気通信事業者協会から、資料 16—1 「(一社) 電気通信事業者協会ヒアリング資料」について説明〉

【電気通信事業者協会】 TCA の吉岡です。よろしくお願いいたします。

では、資料 16-1 を御覧ください。1 ページおめくりいただきまして、本日お話しする中身ですが、7月に出されている取りまとめに記載されている新たな課題及び対策の中で、MNO あるいは携帯電話事業者に求められる中身についての対応状況を報告いたします。

2 ページ目を御覧ください。こちらは、取りまとめの中で上げられていた取り組むべき課題・対策の5つです。

まず1点目です。フィルタリングの有効化を促す対策の検討になります。こちらは、フィルタリングサービスにお申し込みいただいて、御自身で有効化されるというお客様が一定数存在しますので、そういったお客様が有効化を忘れることがないようにお知らせをするということを各社で検討しています。

その実施する内容や実現時期は未定ですので、本日、詳細の報告はできませんが、おおむね各社とも、お客様にメールを送るといった方法で検討しています。システムの対応が結構大規模になったりするものですから、相応の期間を要する見込みではあります。また、詳細が決まりましたら御報告いたします。

2点目は、親子でスマホを共用する場合のフィルタリングに関する情報提供です。こちらは対応を各社で検討していますので、後ほど御説明いたします。

3点目は、通信事業者とフィルタリング事業者、あるいはコンテンツ提供者が協力して取り組む体制ということですが、こちらは以前から協力して機能改善などを実施しておりますので、その内容を御説明いたします。

4点目はカスタマイズ設定方法に関する情報提供、5点目はインターネットの危険性ですとかペアレンタルコントロールに関する理解の促進ですが、これらについては各社で検討している取組状況を後ほど説明いたします。

3 ページ目を御覧ください。こちらは、親子でスマホを共用する際の関連情報の提供に関しての、ソフトバンクの取組予定を示しているものです。

今現在は、パンフレット等に親子の共用に関する説明は記載していないのですが、12 月以降に使用する説明のツールや店頭で配布する冊子に親子の共用に関する説明を記載する予定にしています。この中には、総務省のサイトへのリンクも掲載予定です。

こちらはソフトバンクの例を掲載しておりますが、ほかの3社もおおむね同じようなことをする予定です。

4 ページ目を御覧ください。こちらはフィルタリング業者と連携して、機能や使いやすさ

の改善に取り組んできている例になりまして、こちらに示しているのは KDDI の事例です。

サービスの開始当初にはなかった高校生プラスの 카테고リーを新設するとか、また、特定のアプリを使えるようにするといったカスタマイズを簡単に設定いただけるような改良を行っています。

また、利用時間制限の設定や利用状況の確認なども当初はなかった機能ですが、これらも協業によってラインナップに追加しています。

5 ページ目を御覧ください。こちらはカスタマイズに関する情報提供の、ドコモの例です。

10 月からフィルタリングのパンフレットを改訂して、カスタマイズに関する記載を目立ちやすく追記しています。こちらはドコモの例ですが、6 ページ目以降で KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルそれぞれの具体例を掲載しています。各社ともおおむね同じような中身ですので詳細説明は省きますが、各社ともパンフレットなどでカスタマイズについてより分かりやすく説明してそういう工夫を行っている、または行う予定ということを示しておりますので、6、7、8 ページ、各社の例を御覧ください。

続きまして9 ページ目です。こちらは、インターネットの利用に関する危険性についてパンフレットに記載予定の、ドコモの例になります。

こちらは、インターネットの危険性に関して伝えるメッセージは、MNO 4 社で共通化します。これ以降も、10 ページ目以降で、それらをスマホ教室で伝えています。

11 ページ目はペアレンタルコントロールですが、これらについてもより説明を強化しますという中身になります。

それ以降も、各社でほぼ同じ内容の取組をやっているという、それぞれの例の紹介になりますので、こちらも各ページの詳細説明は割愛いたしますが、各社とも同じような中身なのですが、何かこれらが、爆発的に理解が深まるとか、飛躍的に効果が高まるといったような策はなかなかありませんので、ツールの工夫や説明の工夫ですとか、あるいはスマホ教室で説明していくといった地道な対策を確実に実行していくということが、我々が取っていくべき対策かと考えております。

以降の詳細の説明は省きますので、また御覧いただければと思います。

私からの説明は以上です。

【中村主査】      ありがとうございました。

では続いて、テレサ協の井原さんからお願いいたします。

〈(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) から、資料 16—2 「(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) ヒアリング資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会の井原でございます。それでは、資料 16—2 を御覧いただけますでしょうか。

2 ページを御覧ください。本日発表させていただきますのは、まず合算値及び個社名の公表に関する意見ということと、個別の課題に対する MVNO の取組、あと、こちらに記載させていただいています MVNO 個社の取組及び評価について説明させていただきます。

3 ページを御覧ください。以前より御指摘をいただいております個社名の公表等に関して、改めて各社にアンケートを実施させていただきまして、10 社から回答を得ました。

内容は御覧のとおりとなっております。合算値に関しましては、全ての事業者から公表可という回答をいただいています。ただし個社名に関しましては、条件付公表可が 3 社、公表不可が 2 社ということもありまして、今回も公表につきましては社名を伏せた案内とさせていただきます。

4 ページを御覧ください。こちらは個社名の公表に関して、条件付公表可及び公表不可の事業者からの意見をまとめたものになります。

意見としては 2 点でございます。公平性の問題ということと、算出方法に関しての問題ということです。

公平性の問題につきましては、全ての MVNO が数値を提供しているわけではないということ、提出している事業者だけが公表になるということに対して課題があるのではないかとこの意見です。算出方法に関しては、まず申込率は MNO とのカウンタの内容の違いや受付基準の違いがあるということ。有効化措置率につきましては、利用者からの申告ベースとなるために正確な数値を把握できないという意見が出ているということで、まだまだ個社名の公表ということに対しては、公表不可の事業者があるという状況でございます。

5 ページを御覧ください。先ほどのページで説明させていただきました意見につきましては、以前から MVNO における課題として案内をさせていただいている内容でございます。このような MVNO の課題を考慮いただきまして、オンライン契約におけるフィルタリングサービスの促進について、ぜひ課題整理などの御議論をいただけないかとのお願いのページでございます。

具体的にはこちらの 3 点です。まず、オンライン契約における課題の整理です。MNO に

おきましてもオンライン専用プランが登場するなど、今後オンラインによる契約が一般的になってくるかと思われますが、現在の規定は店頭契約を前提としたものになっておりまして、オンライン契約における申込み及び有効化措置の実施について、現状の MVNO の課題を勘案の上、改めて議論をお願いいただけないかということでございます。

次に、OS フィルタリングの取扱いについての整理です。MNO は OS フィルタリングをフィルタリングサービスとしてカウントしている、MVNO に関してはカウントしていないという状況です。

OS フィルタリングを利用されることを申告された場合、事業者として申込数にカウントすることが適切であるか等についても議論の程いただけないかと思えます。

ただし、OS フィルタリングは、申込数をカウントすることは可能だと思うのですが、継続利用の状況について事業者で把握することはちょっと難しいのではないかと考えております。

次に、通信と端末の分離における課題の整理でございます。改正により通信と端末が分離されておりまして、従来の市場と異なりまして、契約手続を伴わない端末の乗換えというのが普及するといえますか、出てくるかと思っています。

その場合に、乗り換えた端末での有効化措置の状況について、事業者では把握できないという状況が出てくるかと思えますので、これは特に MVNO で多く出てくる案件かと思えますが、端末のみを購入する場合の有効化措置についても議論をいただく必要があるのではないかと思いますので、こちらはお願いとなり大変申し訳ございませんが、御検討いただけると幸甚でございます。

6 ページを御覧ください。これからの事業者の取組、MVNO の業界の取組について説明いたします。

こちらは、MVNO 各社へのベストプラクティスの共有についてです。数値報告と併せて、各社の取組についてもヒアリングをさせていただいて、数値同様に好事例について、MVNO 委員会及び消費者問題分科会を通じて共有をさせていただきたいと思っています。

後ほど、各社の取組及び評価を御案内させていただきますが、同様の案内を MVNO 各社へも共有させていただく予定でございます。

7 ページから 9 ページに関しましては、前回のタスクのときにも説明させていただきました、MVNO の独自ガイドラインについての更新の情報です。

8 月 25 日に更新させていただきまして、MVNO 各社へも案内済みでございます。今後は、

このガイドラインの履行状況についても各社へ確認させていただきたいと思っております。

今回新しく追加した内容に関しましては、この7ページでいきますと、オンライン、これも以前から御指摘をいただいていた、申込みの際に、基本的には申し込むというのを前提としたページ設定をしていただきたいということをガイドラインに載せさせていただいております。

8ページにつきましては、保護者が使用しているスマートフォンを共有する場合についても明記すべきということをガイドラインに追記させていただいております。

9ページは、これは実は1月に更新させていただいた内容でございますので、割愛させていただきます。

10ページを御覧ください。10ページ以降は、個社の取組と自社評価に関する課題についてです。全てを説明すると時間がございませんので、一部のみ案内させていただければと思います。

まずはIIIの取組でございます。今年度より、店頭での契約用として重要事項の動画化を実施されております。内容の分かりやすさなどに寄与できているとのことです。

続いてオプテージの取組でございます。青少年の利用の契約が増えるタイミングで、割引キャンペーンなどインセンティブ施策を実施されているとのことでございます。

11ページを御覧ください。こちらはビッグローブの取組を説明いたします。以前より、店頭用チラシの配布や、自社のオウンドメディアであります「しむぐらし」にて、青少年のフィルタリングに関する記事を掲載されております。ここに掲げている3つです。このような記事を掲載させていただいて、啓蒙活動を実施されているとのことでございます。

12ページを御覧ください。こちらではニフティの取組を説明いたします。ニフティは独自の自社のサービスを提供されておりまして、分かりやすい説明等を実施されているとのことでございます。また、インターネットサービス全体としても、セキュリティーサービスの付帯をお勧めされておりまして、青少年の御家族への端末の設定も推奨されているとのことでございます。

13ページ、最後のページでございます。こちらはイオンリテールの取組でございます。これは以前、5月に説明させていただいている内容と同様ですので割愛いたしますが、ニフティ同様に独自アプリの提供や、フィルタリングに関するオンライン向けの記事の作成などを実施しているという状況でございます。

MVNO委員会からの発表は以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。

では続いて、ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）の藤川さんからお願いできますでしょうか。

〈(一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構から、資料 16-3 「(一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構ヒアリング資料」について説明〉

【ソーシャルメディア利用環境整備機構】 ソーシャルメディア利用環境整備機構 (SMAJ) の藤川でございます。

資料 16-3 をお願いいたします。2 ページ目について、改めてですが、SMAJ の青少年保護の取組についてというところで、真ん中の四角の枠に 4 つの点、まずは青少年による SNS 等のコミュニケーションサービスによるリスクとその対策、その点を SMAJ 内会員各社と共有して、保護施策の検討・実施をしているところでございます。

また、年齢等の利用者属性に応じた利用環境整備の推進、安心・安全な利用のための啓発。最後に 4 点目、保護者等への安心・安全なサービスの利用に関する情報の提供。こちらの 4 つの柱を進めているところでございます。

3 ページ目について先ほど申し上げたように、青少年の利用によるリスクや対策といったところを SMAJ 内で共有しておりまして、その共有した内容に関しましては、SMAJ 内でクローズな環境で構築しているわけですが、ユーザー保護ナレッジデータベースとしてデータベース化して、会員間で共有しているところでございます。

今回 2 点、事例として取組を御紹介させていただきたいと思っております。

まず Meta のサービスであるインスタグラムですが、新たな取組として、自分をフォローしていないアカウントや、最近フォロワーになったばかりのアカウントから届くコメントを、一時的に非表示または DM を「リクエスト」に自動で分類する。また、自分をフォローしていない 18 歳未満の利用者に大人がメッセージを送れない機能を導入する。こういった取組を通して、DM 等で様々なアプローチするところを一旦停止等して、再考を促すような機能が導入されたということでございます。

また 2 点目、LINE 株式会社の LINE ですが、現在開発中となりますが、ガイドラインに違反する可能性がある投稿をしようとする場合に、AI を活用して投稿前に検知して、再考を促す機能を開発中ということでございます。こちらに関しては、投稿の公開を前提とする LINE 内の「タイムライン」等のサービスといったところで実装を予定しているということ



でございます。

こういった事例を SMAJ 内で共有しているということでございます。

4 ページ目について、年齢確認の真正性の向上及び年齢等の利用者属性に応じた利用環境整備の推進ということで、様々、青少年を保護する施策の実施のために年齢確認等を行っているわけですが、この年齢確認自体のノウハウの共有、及びその真正性の向上といったところを、SMAJ では検討を実施しているということでございます。

また、年齢等の利用者属性に応じて利用環境整備を推進しているところなのですが、今回 3 点、御紹介させていただきたいと思います。

こちらは3つとも、いわゆるライブ配信のサービスになっておりまして、ライブ配信サービスにおいてこのような取組を進めているという事例になります。

まず、株式会社ディー・エヌ・エーの「P o c o c h a」でございますが、18 歳未満の利用者に関してはアプリ自体の利用を制限しているということ。また 18 歳に関しては、夜間の時間帯、22 時から朝 5 時まで配信を不可とするといった制限を加えているということ。また 22 歳未満に関しては、ライブ配信サービス内のいわゆる課金機能の月額上限を設定しているということでございました。

2 点目のモイ株式会社の「ツイキャス」ですが、こちらに関しても、未成年のポイント購入、いわゆる課金の部分の月額上限を設定しているということ。

また、3 点目の株式会社 Do u Y u J a p a n のサービス「M i l d o m」ですが、こちらに関しても、やはり青少年や未成年の方の保護のために、年齢ごとのチャージ上限を設定し、青少年の利用環境整備を推進しているということでございます。

5 ページ目について、SMAJ で実施しているサービスの安心・安全なサービス利用のための情報提供でございます。

当会合でもこれまで御紹介させていただいておりますが、SMAJ のウェブサイトにおいて、各サービスの安心・安全な利用のためのサービスの提供をしております。

こちらは、より活用しやすい形式にするため、今、改編作業を進めてございます。具体的には、スマートフォン等でも見やすくして、保護者の方等が利用しやすくなるようにといたるところで進めているところでございますが、こちらは本年の 12 月に改訂予定となっております。改訂したものをリリースさせていただきたいと考えてございます。

また、こちらの取組に関しては、安心ネットづくり促進協議会様等とも連携をして、より多くの方にこのサービスごとの情報を御利用いただけるように、普及・啓発を推進してまい

りたいと考えているところでございます。

最後のページについて、いわゆる誹謗中傷等、人権等を侵害するような SNS 上の課題に関して、現在、政府・関係団体の皆様と連携をしながら、この#NoHeartNoSNS、「(「ハートがなけりゃ SNS じゃない)」というスローガンの下、特設サイト等を開設して、今、取組を進めているところでございます。

こちらは法務省人権擁護局様、総務省様、セーファーインターネット協会様と連携して、4 団体を主催団体として取組を進めております。今、開設している特設サイトに関しても、より充実化を進めておりまして、また、より多くの方に活用いただけるように進めてまいりたいと考えているところでございます。

SMAJ の発表は以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。

続いて、東京国際工科専門職大学の齋藤教授から説明をお願いしたいと思います。

〈東京国際工科専門職大学 齋藤 長行 教授から、資料 16—4「東京国際工科専門職大学 齋藤 長行 教授 ヒアリング資料」について説明〉

【齋藤先生】 資料のほうは 16—4 です。改定版 OECD オンライン上の子供の保護勧告、これからの ILAS に向けてということで、保護勧告の概要を説明させていただきたいと思えます。

まずは、このような機会を設けていただきまして本当にありがとうございました。OECD の保護勧告の改定版の改定作業に 3 年、4 年ほど関わってきましたが、その成果が国際的に公表されて、なおかつ、これを日本の政策に反映させることができるという流れができるということで、非常にうれしく思っております。

目次のページですが、このような流れで説明していきたいと思えます。

これまで、2011 年の ILAS の開発時から関わらせていただきまして、その後 OECD のほうに派遣され、日本の取組を国際社会に知ってもらうために活動してきました。その活動を踏まえて、今回は OECD の改定作業にも関わらせていただいたという流れでございます。

3 ページ目について、私は OECD のポリシーアナリストを 2012 年から 13 年の間、務めておりました。その後も OECD の保護勧告の改定の専門家委員を務めてきております。

4 ページ目について、この OECD の写真は、日本の ILAS の成果を OECD の国際会議の場で発表したときの写真でございます。

5 ページ目について、OECD の青少年保護のプロジェクトに関わりまして、一番上の図、子供がマウスを持っている、これは OECD の勧告をまとめたレポートでありまして、その下に OECD の報告書、こちらは私が OECD で書いたものなのですが、こちらのほうを合本しまして、『サイバーリスクから子どもを守る』という書籍の日本版を出しております。

ILAS の開発過程に関しましては、『エビデンスに基づくインターネット青少年保護政策』のほうで紹介させていただいております。このような活動をしてまいりました。

7 ページ目について、2011 年に保護勧告改定の着手があつて、2012 年に保護勧告が勧告されたということです。

8 ページ目について、この OECD の改定される前の保護勧告は、今回の改定においてもそのようなのですが、参照しているところは国際連合の子どもの権利条約です。子どもの権利条約を基にして、子供のインターネットを利用する権利、参加する権利を最大限確保した上で保護する、そのためにデジタル市民としての教育をしっかりしていきましょうということを保護勧告で勧告しています。また、保護勧告のベースになるところの 3 点、エビデンスに基づく政策、政策の協調——こちらのほうは、国内の省庁横断的にやってみようというのを一貫性のある政策を国際政策につなげていって、国境を越えるインターネットのリスクに対処していきましょうというのが、OECD 勧告の基本的な主張、構造でございます。

9 ページ目について、日本の青少年保護政策においても、OECD などの国際機関との連携を強化するというのをうたっています。第 2 次青少年インターネット環境整備基本計画、それ以降、3 次、4 次と積極的に国際的な場で日本の活動を公表し、なおかつ、海外の情報を得て国内の政策に活かしていくというところがうたわれております。

10 ページ目について、2012 年に OECD 勧告が勧告されたのですが、その当時から比べて、子供たちのインターネット環境が大きく変わったということが言えます。もちろん COVID-19 の影響も大きいのですが、まず子供に対するリスクの変化です。フェイクニュースに惑わされる子供というのが、非常に国際的にも問題になっているということです。デジタル技術の進化や、その中でのデジタルプロバイダーの責任は非常に大きいのではないかと主張が、昨今の流れでございます。

11 ページ目について、改定版の OECD 勧告の改定作業の流れですが、2017 年に、各国の加盟国 34 か国にヒアリングをしております。このヒアリング内容作成にも私は関与させていただいて、実際のヒアリングにも貢献しました。その後 2018 年に、専門家グループの会合が定期的に行われるようになりました。

半年に1回くらいのペースで、当時はパリに集まって議論を重ねていたのですが、その時に、参加者の中には国連関係の方もいらっしやいまして、大きく、子どもの権利条約というところの意味合いが強く反映されていることと、それを受けて、英国のICOのほうでは、Age appropriate design code というものを施行しており、こちらは子供の年齢認証をしなさいという罰則規定付のコードなのですが、こちらの流れもあって、ヨーロッパの専門家の方々は、チャイルドセーフティー・バイデザインという理念の下、OECD 勧告が作成されているという流れがあります。

チャイルドセーフティー・バイデザインというのは、実は2015年に我が国が青少年保護バイデザインというのを打ち出していて、実は我が国のほうが先行していたというところがあります。

今年の5月31日にOECD 勧告が勧告されたのですが、その後、G20の会合やG7の会合において、インターネットの利用者保護原則のほうにOECD 勧告がベースとなって参照されているという影響を与えているというところです。

現在、このOECD 勧告を普及させるためのコンパニオンドキュメント、ガイドブックなるものを策定していて、ちょうど今朝、OECDのほうからまた会合があるという連絡を受けて、ガイドブックの作成にも関わっていくような状況であります。

12 ページ目について、これは2018年スイスで行われた専門家委員会の会合の写真です。

13 ページ目について、コロナ以降は専門家会議をオンラインで開催するような形になりました。

14 ページ目について、この3～4年間の活動をまとめたところで、左側の報告書は、各国の青少年保護の政策動向がまとまっている報告書です。右側が、その中で子供たちが直面するインターネットリスクの変容について概説されている報告書です。

15 ページ目について、こちらがOECD 勧告並びにデジタルサービスプロバイダーに向けたガイドラインが記載されているブックレットです。

これら3冊をまとめてOECDのページからダウンロードできますし、現在、翻訳をしまして、今年度末までには日本語版で出版する予定でございます。

16 ページ目について、先ほども申しましたが、OECD 勧告、G7やG20のインターネット安全性原則を策定する上でベースになって参照されているということで、OECDだけでなく、各国際的な協議の場において影響を与えているという状況でございます。

18 ページ目について、OECD 勧告の構造は大きく3つに分かれております。安全で有益

なデジタル環境の原則、包括的な政策の枠組み、国際協力の3本柱なのですが、この中で、各項目、各論どれも重要なことなのですが、今回のタスクフォースで重要なところとしましては、太字にしておりますが、「基本的価値」ですね、インターネットを利用するということの基本的な価値は、子供であろうと大人であろうと同じだと。その中で「エンパワーメントと回復力」、レジリエンスを高めていくということが大事であろうと。包括的な政策の枠組みとして、「デジタルリテラシー」の育成、「エビデンスに基づく政策」、そして「チャイルドセーフティー・バイデザイン」を志向していこうという流れでございます。

19 ページ目について、これは勧告文の日本語訳なのですが、まず、基本的な価値のところなのですが、その前の前文のところです。子供にとって安全で有益なデジタル環境をつくり出す、それを提供することが大事であって、そのための基本的な価値として、a)インターネットを利用することにおける子供の最善の利益、そしてb)デジタル環境において子供の権利、そして保護、それらを尊重していくということが大事であるということです。

20 ページ目について、包括的な政策の枠組みとしまして、まずはそのためにデジタルリテラシーを促進する政策を推進しようということです。子供の年齢、成熟度、状況に応じてデジタルリスクのカテゴリーを明確にし、公衆に知らしめると。

b)のところ、子供たちに以下のような能力を身につけるといことで、個人データがどのように収集・開示・利用されているかということ子供たちに学んでもらうと。間違っ情報や偽情報に対処する際の回復力を高めて、情報を批判的に検討する能力を身につけていくと。そして、ユーザーを救済するための措置などを、コンテンツにフラグをつけるなどの取組もあるという知識を身につけると。子供たちのリテラシーとスキルの進化を定期的に測定することが大事であると。

21 ページ目について、先ほどデジタルリテラシーというところで、エビデンスに基づく政策のところですが、こちらのほうは、法律・政策などの定期的な影響評価をしていこうということです。そのためにオールステークホルダーでやっていきましょうという勧告です。

22 ページ目について、ここが今回の包括的な枠組みの大きなところ。デザインによる年齢に適した子供の安全(Age-appropriate child safety by design)、この流れはOECD勧告だけではなく、国連のGeneral Comment No.25が出たのですが、こちらのほうでも、デジタル環境でチャイルドセーフティー・バイデザインというものの推進が求められるということが強く訴えられております。

24 ページ目について、リスクタイポロジーの概要です。特徴的なのは、プライバシーリ

スク、先端テクノロジーリスク、健康と幸福、デジタル・ウェルビーイングに関するリスクに関しては、横断的にリスクに対する取組が必要であるということが主張されています。

26 ページ目について、これはデジタルサービスプロバイダーに対するガイドラインですが、チャイルドセーフティー・バイデザイン、情報の提供と透明性、これは子供の情報へのアクセスを可能にして、子供が理解できる言葉で解説をなささいということです。そして、プライバシー、データ保護、商用利用ということで、子供に危害を加えるような可能性のある方法でデータを収集しないということが求められている。ガバナンスと説明責任ということで、子供の最善の利益を促進するための方法と手順を用意するということであります。

27 ページ目以降は、今述べたことの詳細を原文のまま訳しているもので、割愛させていただきたいと思います。以上でございます。ありがとうございました。

〈総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室から、資料 16—5 「総務省情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室資料」について説明〉

【中村主査】       ありがとうございました。

では続いて総務省から、情報流通行政局情報流通振興課情報活用支援室の熊原補佐からお願いいたします。

【熊原情報活用支援室室長補佐】       情報活用支援室の熊原と申します。本年夏に業務分担の見直しがあり、こちらの ILAS 調査が弊室の担当となりましたので、情報活用支援室から ILAS の改訂に向けたスケジュール等について御説明させていただきます。

まず 1 ページ目を御覧ください。最新の ILAS 調査の結果につきましては、本年 5 月のこちらのタスクフォースでも御紹介させていただいておりますので割愛させていただきますが、簡単に概要を復習させていただきますと、こちらの ILAS 調査は 2011 年度に開発しまして、2012 年度から毎年、高等学校 1 年生を対象としてテストを行っており、このテストと併せてインターネットなどの利用状況に関するアンケートを行って、青少年の ICT リテラシーについて定点観測を行っております。

ここ数年は、おおむね 1 万人を超える規模の高校生を対象に調査を行っており、今年度は文部科学省様にも御協力いただきまして、75 校の高等学校におきまして、1 万人を超える規模での ILAS 調査を実施しているところでございます。

ILAS につきましては、最初のテストを 2011 年に行っておりまして、その後 2014 年（平成 26 年）度に改訂を行っておりますが、OECD の勧告ですとかリスクタイポロジー、リス

ク分類の改訂が本年行われておりますし、また、前回の改訂から時間がたっておりまして、設問の表現なども見直す必要がありますので、今般、ILAS のテスト問題等の改修を実施するというものでございます。

作業としては、2つ目の枠に記載しているとおおり、まず平成26年度に見直されたリスクリテラシーの定義リストの見直しを行いまして、このリストを基に、テスト問題の見直しや新規開発を行います。

その上で、見直したテスト問題を高校1年生に実際に受けていただきまして、現状、今年度までの問題と、改訂後の新たな問題で難易度がかけ離れたものになっていないか等の妥当性・信頼性を分析しまして、最終的なテスト問題を定めて参る予定でございます。

現時点の想定スケジュールは以下のとおりでございまして、毎年9月以降に、こちらのILAS 調査を実際に行っているところなので、そちらに間に合うように改訂作業を進めてまいります。

まず、委員会やワーキンググループなどで検討いただくのですが、こちらにつきましてはICT リテラシーの有識者の方や統計の専門家の方、教育現場の方などに構成員となっただきまして、検討を中心として行い、本年度中に改訂、テストの問題案を策定いただきます。

そして、来年度早々に試験的に、高校生100名程度を対象としたプレテストを実施いたしまして、問題の妥当性などの評価を行いまして、夏頃までに改訂版のテスト問題を確定させていくスケジュールを検討しております。

2ページ目以降につきましては、先ほど齋藤先生御説明いただきました内容と重複いたしますので説明を割愛させていただきますが、特に4ページ目につきましては、先ほど齋藤先生からありましたが、もともとILAS 調査で参照しているこれまでのリスク分類と大分構成が変わっておりますので、こちらの最新版のリスク類型に、今後のILAS 調査も構成が合うように検討していく必要があると考えております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

【中村主査】 ありがとうございます。ひとまずここで一区切りということで、ここまでのTCA、テレサ協、SMAJ、そして齋藤さん、総務省からの御報告について、質問、コメント等あればお願いしたいと思います。委員の方、いかがでしょうか。

上沼さん。

【上沼構成員】 今回、OECD の改定の御説明をいただいて大変参考になったので、齋藤先生に伺いたいと思います。エビデンスベースの政策立案はこの前の勧告から入っていた

と思います。この点、日本では ILAS を行っていますが、ほかの国ではエビデンスに基づく政策の推進のために、どのような方法で青少年のリスクを判断しているのか、もし分かれば教えていただければありがたいなと思います。よろしくをお願いします。

【齋藤先生】 上沼先生、御質問ありがとうございました。非常に、私もこれは一番のメインの課題だと思っております。

まず現状を申しますと、インターネットリテラシーに対しての可視化、そしてその結果を受けて政策に反映させようという流れというのは、日本が先行しており、OECD 加盟国、あと国際社会を見ても、インターネットリテラシーを基にした政策というところまでの取組は、私の知る限りではされていません。OECD の会合に参加して、各国の代表者、専門家が発表する中ではそういう発表はありません。あるのは、各国の青少年の利用状況を国際比較しているという取組はあります。

日本のところで、残念ながら日本とほかの国との比較というところまでは至っていないのですが、ヨーロッパでは特に、御存じかもしれませんが、EU キッズオンラインというネットワークがあるので、そちらで EU 加盟国 23 か国の比較をしている調査があります。

あと、EU キッズオンラインの取組を主導している、ロンドンエコノミックカレッジのリビングストン先生が今度はグローバルキッズオンラインという取組をやっていて、南米を中心とした 11 か国の比較をしています。

これまでも、デジタルリテラシーの比較というものはしておりません。子供の利用状況、保護者の利用状況の国際比較をやっています。

それが、特に EU キッズオンラインの取組は EU の政策に反映されている、参照されています。

OECD が前の勧告でエビデンスに基づく政策をやろうとしていてやっていないのかというところなのですが、これからです。そこが、実は今、改定版 OECD 勧告が出ましたので、これを受けて、次のステップの課題として、1 つは勧告を各国で施行できるようにするためのガイドをしていく、補助的な支援をしていくということが 1 つ。もう 1 つは、国際比較に着手していこうというところの流れになっています。

ただ、これは子供たちのデジタルリテラシーを比較するところまで行くかどうかは未定です。と言っても、OECD の委員会には PISA テストをやっているメンバーも入っているので、そういう流れにはなっていくのではないかという状況であります。

以上です。



【上沼構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 曾我部さん、いかがでしょう。

【曾我部主査代理】 私の質問は、齋藤先生の御報告を受けた対応についてなのですが、齋藤先生の御報告の後にいただいた総務省からの報告では、ILAS について改訂を考えるとという御報告だったと思うのですが、今回の OECD 勧告の改正は、その点だけではなくてもっと幅広いものかと思えますので、全体についてどういうふうに対応していくのかということについてお伺いしたいということです。

具体的な点として、一つは齋藤先生の御報告の後半にあるデジタルサービスプロバイダー向けのガイドラインというのがあるところと関係しておりまして、その中で齋藤先生の 30 ページ辺りですかね、ガバナンスとアカウントビリティーというあたりでデジタルサービスプロバイダーに対応を促すというのがあるかと思えます。この関係について、日本でどういうふうを受け止めていくのかというところですよ。

このガバナンスとアカウントビリティーということであると、まさに総務省の別の検討会であるプラットフォームサービス研究会のほうで、プラットフォーム事業者に対してアカウントビリティー、透明性を求めるということをやっておられますので、この青少年保護に関しても、あちらのほうでアジェンダというか関心の 1 つとして入れていただくといいのかなと思っております。

先般公開されました中間取りまとめにも、青少年保護というのは何か所か記載がありまして、決してスコープの外にはないというふうに思っておりますので、そこをもう少し明示的に、前に押し出すような形で進めていただけるといいのかなと思っておりますので、また御検討いただければと思います。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。これは総務省のほうからコメントありますでしょうか。

【片桐消費者行政第一課長】 総務省消費者行政第一課長の片桐でございます。曾我部先生、どうもありがとうございます。

現時点において、総務省としての対応方針を決めているがあるわけではありませんが、おっしゃるとおりかと思えます。今、プラットフォーム研究会では、青少年に特化した形ではない形で議論が行われていると承知しております。特にガバナンスとアカウントビリティーの観点で青少年に特化したアドオンの部分があるのかないのか、そういった部分がある場

合、行政として何をすべきかといった点も含めてご指摘いただいた点については、事務局において少し整理させていただきます。

また行政として取り組む点があった場合、どの検討会において御議論いただくのがふさわしいのかについても、御相談させていただければと思っております。

以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。

では続いて、益川さん、お願いします。

【益川構成員】 益川です。今回の様々な情報提供でいろいろ前に進むなという感触が得られて、とてもうれしいなと思いながら聞いておりました。

ただ、その中で1件気になったことがありまして、MVNOの個社名の公表に関してです。

改めてアンケートを取っていただいて、大変よかったのかなと思うのですが、結果、今回も非公開となっております。

ただ、個社名公表について、公表可とした会社が6社あって、過半数を超えているんです。こういうことも考えて、さらにいろいろな取組を進めていくために、例えば条件付公表可が3社いて、公表不可が2社いて、次のページにそれぞれ課題点を出されているわけです。

こういうことを鑑みますと、公表できる会社は公表していただいて、例えば公表不可の会社は、こういう理由で不可能なのだという形で公表しないということを公表していくことが大事なのではないか。また、条件付公表可のところは、その条件をきちんと示して公表していく、そういう姿勢が大事なのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

【テレコムサービス協会】 MVNO委員会の井原でございます。御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、実際に公表可とする企業、条件付公表可も合わせまして、公表可でいいのではないかという意見のほうが実は多いという状況でございます。なので、アンケートの際にも、基本的には公表するという前提で今後議論をしていきたいという案内をさせていただいております。

一つ、気にさせていただくところがあるとすれば、公表をするということは、公表されていない企業というのものもある種分かってくるということになりますので、その辺りを整理させていただいて、次回以降、具体的に、公表を前向きにといいますか、できるように議論を進めさせていただく予定でございますので、今回いただいた御意見を改めて、来週また消費者問題分科会がございまして、そちらのほうでも案内させていただいて、具体的に進められるようにしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【益川構成員】 ありがとうございます。ぜひ前向きな検討をよろしくをお願いします。

【中村主査】 ありがとうございます。これについては以前から課題でもありますし、ほかの委員の皆様も同様の御意見をお持ちの方もたくさんおられるかと思いますが、今お話がありましたように状況や空気も変わってきているというふうにありますので、必要に応じて、またここでの議論も深めたいと思います。

森さん、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。私も実は益川先生と全く同じ意見なのですが、重ねて申し上げておきたいと思います。

1つは、まさに全く同じでございまして、こういうアンケートの結果もこのような状況です。公表するところに公表していただいて、公表しないところには公表しないこととその理由を書いていただくのがいいのではないかと思います。要するに、集団的に行動することのメリットがあまり感じられませんので、公表していただくと。先ほどの MVNO 委員会さんからの御説明を伺って、今後のこととしてはあまり心配しなくてよさそうだとということが分かりました。

もう1つは、MNO との状況の違いみたいなことをいろいろお書きいただいています。スクリーンタイムのお話ですとか、オンラインが多いというようなこともお書きいただいています。それはそれで伺いますというか、皆さん、そういう違いがある前提で数値を見ることはできます。MVNO と MNO を比較してどうかという話ではなくて、やっぱり MVNO さんの中でどのように取り組まれているかということが知りたいわけですし、そこで足並みをそろえて皆さんでやっていただきたいということが趣旨ですので、これらの理由は、もちろん違いがあるということは承りますので、その前提で公表していただければと思います。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。

山口さん、お願いします。

【山口構成員】 国際大学の山口です。様々御説明いただきましてありがとうございました。私からは、主に資料1から3に関連するところで幾つかコメントと質問をさせていただければと思います。

まず、MNO さんの取組については、各社の取組が非常に進んでいるなというふうに感じました。これまでの本会議の内容並びに打ち出された方針に沿った内容を、かなり適切にやられているなど。また、様々な方法でコンテンツを消費者に啓発している様子もよく分かっ

て、非常によい活動だと感じました。

その上で、資料1から3といたしますか、MNO、MVNO、SMAJ 全てにほとんど共通したコメントになるのですが、どういう条件とシチュエーションで情報を伝達しているかという情報をもっと見たいなというふうに感じました。

例えば、よい冊子を作っていて、その内容もいろいろアップデートしていただいているわけですが、それはどういう相手にどこで配っていて、どれぐらい部数があるのか。例えば動画も作られていますが、動画をどう活用しているかとか、さらに、資料を読ませていただいておりますと、口頭ではなかった詳細の部分もありますが、企業によって取組も違いそうなのですが、恐らくコンテンツだけじゃなくて、ディストリビュートの方法というのかなり違っていると思うんです。

今後は、コンテンツの中身というよりもディストリビュートの方法、仕方を議論するのが重要なんじゃないかなと考えておまして、例えばスマホ教室というのが書かれていたが、その件数とか、あるいはどういう対象にどういう条件でやっているのかとか、ひいては、ベストプラクティスの共有にもつながるかなというふうに感じました。

これは SMAJ さんの取組も同様でして、例えば、保護者による適切なペアレンタルコントロールの活用などのために、安心・安全なサービス利用のための情報提供というふうになっておりますが、例えばそのページにどれぐらいアクセスがあったのか、あるいは、やっぱりページを作っているだけだとどうしても啓発効果は薄いものとなりますので、ディストリビュート方法を今後どうしていくのかみたいな話が上がってくるといい時期なんじゃないかなと感じております。

MVNO さんについては、これまでにでていた意見を踏まえて、それこそ先ほどから議論をやっていますが、個社名の公表とか今後の対応などについても検討を提示していただければ大変よいと思っております。

しかしながら、今日の資料を見る限りだと、業界の指針に記載しましたみたいところがメインになっていると思います。具体的にフィルタリングサービスとかネットの危険性についてどのように伝えているかというところが気になるところでして、各社の取組の中に少し書かれていたりもするのですが、そういったディストリビュートのところをメインでもっといろいろな情報を見ることができると、議論も進んで、さらにそこからベストプラクティスの共有になるかなというふう感じた次第です。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。これは何かコメントを求めますか。

【山口構成員】 何かあればぜひと思いますが、私としては特に回答要求ではないです。

【中村主査】 はい。次行ってみましょうか。尾花さん、お願いします。

【尾花構成員】 取組をご紹介いただいたみなさん、事前説明との重複を避け、短めにお話しいただきましたことに、感謝いたします。

最初に TCA さんの資料の9ページにある、「見知らぬ相手」という表現が気になります。4社共通メッセージとして啓発されるとのことなので、この表現はもう一工夫必要かと。

前々から何度も申し上げていることなのですが、子供達は SNS でやり取りをしている相手を「知らない人」とは思っていないと思います。実際に会ったことがないという意味で「見知らぬ」とするのは間違っていないのですが、写真や映像で見て知っているつもりでも、それが本当の姿かどうかの判断は難しく、だまされたり危険な目に遭ったりすることもあるという現状を考えると、「見知らぬ相手」という表現で意図が正しく伝わるかどうか不安です。そのため、もう一工夫あったら、より具体的に伝わるのではないかと思います。

MNO さんは常に前向きにさまざまな取組をされており、本タスクフォースの回を重ねるごとに新たな展開が感じられます。今後も、青少年の安全利用のための、さらなる展開を期待したいと思うのと同時に、フィルタリングに関する責任や負担を少し緩和しても良いのではないかと考えます。

現在 18 歳未満に適用されているフィルタリングは、アプリにより端末上でコントロールするあんしんフィルターと、4G (LTE)、5G などのキャリア提供電波上でコントロールするネットワークフィルタリングの両方です。当初、子供の携帯電話（ガラケー）利用の安全性を保つために必要だったネットワークフィルタリングですが、スマホの時代となり、自宅でも外出先でも Wi-Fi 利用が出来るようになり、OS 事業によるコントロールツールが提供されている今、その役割を見直すタイミングが来ているのではないのでしょうか。進化や発展のスピードが著しく、変化の激しい ICT 業界。携帯電話時代の遺産をいつまで、どのような形で使い続けるかを含め、現状や今後のニーズに合った青少年に優しい環境づくりのためにさまざまな角度から検討・模索をしなければなりません。

青少年インターネット環境整備法においては、18 歳未満の子供が使う携帯端末はフィルタリングの利用を前提に販売することになっています。せっかく、OS と共に提供されているフィルタリングサービスがあるのですから、OS 事業者さんにご協力を働きかけ、これを青少年のためのフィルタリングとして活用できないものかと考えます。

これまで、キャリアさんの努力に頼って来たところがありますが、使い方も多種多様になってきたことから、窓口対応の難しさ等、そろそろ限界に近づいているような気がします。OS 側でベーシックなフィルタリング&コントロールを行うようになれば、携帯電話会社や機種ごとに使い方が異なるということもなくなり、負担軽減にもつながると思います。

「低年齢の子供に保護者のスマホを貸す際にはフィルタリングを！」と声高に叫んでも、あんしんフィルターとネットワークフィルタリングがペアになっている現状では、あんしんフィルターを一時的に解除してもネットワークフィルタリングが有効のままなので、大人にはとても使いにくいのです。普段大人が使うときに、フィルタリング環境を解除するには、電話や店舗でネットワークフィルタリングを外してもらわなければなりません。

携帯端末側でフィルタリングが有効になっていれば、ネットワークフィルタリングはあってもなくても大きな問題は生じません。それよりも、フィルタリングのない大人の利用環境で幼い子供が利用するほうが問題です。フィルタリングのオン・オフ切り替えができることの重要性と共に、ネットワークフィルタリングの存在意義や在り方についても考える必要があると感じます。これから、みなさまと一緒に検討できればと思っております。

次に、MVNO さんの取組について。今回は、それぞれの課題と取組の状況、そして自己評価といった感じで丁寧にまとめていただいております、じっくり読ませていただいたのですが、各社それぞれ努力していただいている状況が大変よく分かりました。ただ、御紹介いただいた内容は、現状と、どんな背景があつてこうなっているという御説明にとどまっている気がします。

フィルタリングサービス申込みにご苦勞をされているのであれば、こういったことが足かせになっているとか、どんな要因や事情があるとか、会社名などは伏せていただいて結構なので、具体的なことがわかれば出来ることも見えてくると思うのです。例えばですが、スマホ事業は本業とは異なるジャンルのため難しい点がいろいろあるというケースもあるかもしれませんし、販売員への教育体制がなかなかできない、オンライン販売でいろいろ工夫しているものの効果的な導線などのウェブ制作におけるノウハウを持っていない、フィルタリングを利用すると月額料金が高くなってしまふ、といったように、思うように進まない具体的な理由があれば、お聞かせいただきたいなど。せっかくのタスクフォースなのでですから、解決するためのステップをここで考えていけるんじゃないかなと思うのです。何か、MVNO さんがフィルタリングの申込促進でネックになっていそうなことが思いつくようでしたら、その内容をお教えいただければ幸いです。

3つ目は、SMAJ さんのご発表内容について。資料の3ページ目に「12月に改訂予定」とあったのでとても期待しているのですが、その次のページにある「#NoHeartNoSNS」のさらなる充実化についてはいつ頃になる予定でしょうか。以前も申しましたが、ここはあまり使い勝手がよろしくないというか、ポータルサイトとしてはコンテンツに乏しく、あまりよい出来栄だとは思えないまま続いているので、ここの改訂がいつ頃になるのか、予定や目標があれば教えてください。

4つ目は、OECD の内容について。齋藤先生のお話、ILAS の経年変化等、私も身近で長年見てきたので、大いに期待したいところです。1点だけ、リテラシーに関し日本以外の国は調査をされていないということでしたが、御発表の中に、「子供・若者たちはフェイクニュース等に影響を受けている」というチャートがあったと思います。このことは世界的に共通認識であることは十分理解してはいますが、リテラシー調査をやらず、利用実態調査だけをやっている状況の中で、今、子供たちがこんな問題に直面しているという OECD で語られたチャートのベースになっている情報・根拠のようなものがあれば、それを教えていただけたらと思います。

簡単にまとめますと…

MNO さんに対しては、今後の取組や新たな展開を期待しますということです。

テレコムサービスさんについては、フィルタリング利用促進が足踏みしていることに関する具体的な悩み等があれば、一緒に解決していきたいので教えてくださいということ。

SMAJ さんに関しては、「#NoHeartNoSNS」のさらなる充実は、いつ頃、どんな形で目指されているのか。

最後に、OECD での取組をご紹介いただいた齋藤先生には、フェイクニュース等、今、子供たちが直面している問題の根拠になるようなデータがあるようでしたら、お教えいただければと思います。

以上でございます。

【中村主査】 では、順にお願いします。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会 MVNO 委員会の井原でございます。御質問いただきありがとうございます。

MVNO の課題に関しましては、非常に実際問題としては多くあるかと思っております。一番大きな要因としましては、やはりオンラインでの契約ということになりますので、このフィルタリングの重要性等について口頭で説明するわけでもなく、御利用者、御契約者本人、

保護者の方自体がしっかり御確認をいただき、御理解をいただいた上で申し込んでいただくという手順を踏んでいくということになりますので、ここが、もう比較すること自体がおかしいということになるかもしれませんが、MNO さんでいきますと対面でしっかりと説明をされた上での数値、MVNO に関しましてはオンラインで、利用者自体が自分で納得して契約するということになりますので、ここの大きな違いはあるかと思えます。

ただ、これが問題であるというよりは、こういう結果になっているということに対して、今後、例えば MNO 店舗で接客をすればこうなるんだけど、オンラインの場合はなかなか御自身で理解される環境がないので、そうすると、その方に対してどのような案内をしていくかということ、業界としても取り組んでいかなければいけないと思えますし、いろいろな方法で伝えていくということが課題になるのかなと思っています。これはオンラインだからこそというわけではなく、オンラインにはこういう問題があるので、ここをどう取り除けばいいのかなというようなことであるかと思っています。

あと、有効化措置、ここだけは決定的に違うかと思っておりまして、本来、出荷の段階で事業者側で設定して発送、出荷させていただければ、有効化ということに関しては 100% ということもできるかと思うのですが、どうしても、親御さんからのアカウントの設定であるとか、事前には設定できないということがありますので、結果的に御契約いただいた保護者の方に後日設定していただくということになりまして、それに対して、現状でいきますと、ガイドライン上ではメール等で案内をいただくことになるということで、御申告ということになっていまして、ここが実際問題として本当の有効化率なのかどうかというところが明確にはなっていないということでございますので、実際もう少し、後ほど御報告させていただくので有効化措置率は出るのですが、それが 100% そういう実績かというところではなくて、もっと実際に有効化をしていただいているのしょうけれども、そこが見えていないということで、改めて言いますが、設定して出荷できないということ、ここが非常に大きな問題かと思っています。

もう 1 つが、どうしても、有料無料の部分かと思っています。MVNO の場合は、基本的には自社でサービス、アプリケーションをつくっているわけではなくて、サードパーティーのアプリケーション等を利用させていただいてお客様に御提供させていただいておりますので、こちらを無料化するということは経営的には非常に難しいかと思っています。

とはいえ、これを有料にすると MNO さんよりも料金が低いのかというところではなくて、それでも安いということになっているかと思えますので、料金がどうしても発生するとい



うことが一つの障壁になってはいるのですが、それが全てではないとは思っています。

もう1つは、先ほどから出ていますOS事業者からのフィルタリングに関しては、カウントできていないということでございます。ただ、これは本来、しっかりとOS事業者のフィルタリングでも対応可能ということで、我々のほうからも御説明をさせていただいて、御利用者の方が納得いただけるということをつくっていったら、有料でなければ必ずそれを申し込んでいただきたいとさせていただくだけでも変わってくるのかなと思っておりますので、実は、OS事業者様とも先日、MVNOの課題についても御説明させていただいて、今後議論をしていきたいということもお伝えさせていただいておりますので、この辺りも一つ一つ潰させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【尾花構成員】 井原さん、ありがとうございます。オンラインでの申込まれた18歳未満が利用する端末の場合、自分でフィルタリングアプリをダウンロードしたりしなければ使えない環境で出荷している端末もあるわけですね。

【テレコムサービス協会】 基本的には全て御自身で設定いただく前提になっていきますので、アプリケーションとして入っている場合もありますが、有効化は一切されていないという状況ですので、届いたときに御設定いただくということしか現状できていないというところですね。

ここはアプリ事業者さんに、例えばボタンを一個押すだけで簡易なフィルタリングがかかるようなものにさせていただいて、後日お客さんのところに届けば、その後必ず設定をしなければ使えないみたいなことができないかとか、そういったものも、個社としてはアプリベンダーさんをお願いをしているということではございますが、出荷の段階では入っていないという状況でございます。

【尾花構成員】 ということは、端末に設定方法を示した紙とかは入っているのですか。

【テレコムサービス協会】 そうです。その辺りはしっかりと入れさせていただいてますし、オンラインのほうでもしっかりと設定手順等は分かるようにさせていただいてます。その辺は、各社しっかりと工夫して御案内のほうをさせていただいている状況でございます。

【尾花構成員】 利用者さん側には、18歳未満は一応使わなきゃいけないということも伝わっているということですね。そういう意味で、分かっている方が100%、今御提示いただいているのが、有効化したと判明している数であり、その間のグレーゾーンがすごく大き

いと考えると、そこをできるだけ見える化するにはどうしたらいいかという部分を、これからより一層工夫していかれるという感覚でよろしいですか。

【テレコムサービス協会】 そうですね。今回、ガイドラインの見直しをさせていただいて、とにかく100%、まず利用者の確認はしましょうということと、しっかりとアナウンスすべき内容も業界として統一していきましょうということで、ガイドラインの見直しもさせていただきましたので、今後さらにその辺りも改善させていただけるのかなと思っております。

【尾花構成員】 どうもありがとうございます。よく分かりました。

【テレコムサービス協会】 ありがとうございます。

【中村主査】 SMAJさん、お願いします。

【ソーシャルメディア利用環境整備機構】 ありがとうございます。藤川でございます。

「#NoHeartNoSNS」の特設サイトの充実化ですが、現時点で、いつというふうに関今、確実な日程は申し上げられませんが、少なくとも例えば半年後とかいったスパンではなく、もっと短いタイミングでリリースできるというふうを考えております。

以上です。

【尾花構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 齋藤さん、お願いします。

【齋藤先生】 御質問ありがとうございました。前段、エクスキューズさせていただきたいところがあります。デジタルリテラシーの調査はやっていないところなのですが、具体的に言うと、恐らく個々の国で教育政策として、教育の領域でインターネットリテラシーの調査などはやっていると思われま。ただ、OECDの委員会のほうで、デジタルリテラシーを基にした政策を行っている国の事例ということは出てきていないということです。

ということはどういうことかと言ったら、これはあくまで推測ですが、教育政策の領域では日本でも個々の研究者がやっていたりするので、やっている可能性はあります。しかしながら、それがインターネットの利用環境整備の視点において、リテラシーを基にした利用環境整備をしていこうという政策を行っている国の事例は、残念ながら出てきていないというところ。です。

そういう意味では、利用環境整備の政策に生かすためのエビデンスとして、青少年のインターネットの利用状況、デバイスの利用状況、保護者の状況の国際比較というのは、EUキッズオンラインのところ、リビングストーン教授のグループがやっています。

そういう意味で、昨今のフェイクニュースをはじめとする青少年のリスク問題というところですが、それに関するエビデンス、その辺は、繰り返しになりますが、UK キッズオンラインのほうでかなり調査が行われております。

UK キッズオンラインのほうと連携しまして、ユニセフのイノチェンティ研究所のほうでもそのような調査報告があつて、その調査報告のエビデンスを基にして、彼らが政策報告書などを策定しているという状況であります。

尾花先生の御質問とは離れて、曾我部先生からの御質問のところに付け加えさせていただきたいのですが、ガバナンスとアカウントビリティー、青少年保護に関して、サービスプロバイダーの貢献を促すようなガバナンスとアカウントビリティーのところ、それは何も OECD だけではなく、これは国際機関の潮流であつて、欧州評議会であつたり、ユニセフであつたり、そちらのほうとも連携して同調したような形の政策を取っているという状況であります。

以上です。

【尾花構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 ありがとうございました。

では続いて石田さん、お願いします。

【石田構成員】 石田です。よろしくお願いします。最初に、これは尾花さんと重なってしまうのですが、テレサ協さんが端末のフィルタリングの話をしていらっしゃいましたが、5 ページの、フィルタリングの各社の数値の 3 番のところに端末を分離で販売した場合のことが書かれているのですが、現在、端末だけを販売した場合でも、年齢確認を行って、なおかつフィルタリングの説明とかは全部入っているのでしょうか。

あと、SMAJ さんに質問なのですが、いろいろな取組をしていただいて、すばらしいと思ったのですが、そのスケジュール感みたいなものをお伺いしたいです。3 ページのところに、LINE さんが、ガイドラインに違反するような投稿は、AI を活用して投稿前に検知して再考を促す機能を開発中、と書いてあるのですが、これができたらかなりいいんじゃないかなと思ったのですが、これはどのぐらいのスケジュールで実行されるのかというあたりをお伺いしたいのと、あと 5 ページのところ、2021 年の 12 月に改訂予定と書いてあつて、安心ネットづくり促進協議会さんとの連携で、サービス情報を活用した保護者の関与を促進する普及啓発となっているのですが、具体的にはどのようなことを考えられているのかというのと、12 月改訂で、こちらのほうも併せて始められるということなのかということ

をお伺いしたいと思います。

それと4ページの取組の中で、年齢に応じて上限を定めるというような内容の各社さんの取組があるのですが、この年齢が本当に何歳なのかというのが正しいのかどうか、年齢確認のノウハウ等を共有するとともに、年齢確認の真正性と書いているのですが、具体的にはどうやって確認するのかとか、年齢を先に打ち込んでもらうとか、その辺りをお伺いしたいと思います。分かる範囲で結構です。

【中村主査】 ではテレサ協さんと SMAJ さん、それぞれお答えいただける部分がありましたらお願いします。

【テレコムサービス協会】 MVNO 委員会の井原でございます。御質問ありがとうございます。端末のみの販売に関しましては、事業者が販売している場合は、端末のみというよりは、例えば機種変更であっても契約手続が伴うというのがほとんどなのですが、現状、SIM フリーの端末に関しましては、どちらかという小売業が販売をしているという形になっておりますので、オンラインでいっても例えば Amazon さんが販売をしていたり、ヨドバシさんやビックさんで端末のみを購入するということになりますので、事業者が提供しているというよりは販売店が販売をしているということになりますので、ここの中で、御利用者の確認というのは恐らくされていないのではないかと思いますので、まさに今後の課題なのですが、先ほど尾花先生がおっしゃられたとおり、OS フィルタリングみたいなのところに踏み込んでいかなければならないようなことになってくるのではないかなと考えております。以上でございます。

【石田構成員】 そうすると、多分注意書きみたいなものも入っていないということになるのでしょうか。

【テレコムサービス協会】 そうですね、そこはおっしゃるとおり、今、御質問いただいたので、その辺りも今後確認はしていきたいなと思っております。

【石田構成員】 ありがとうございます。

【ソーシャルメディア利用環境整備機構】 では、SMAJ の藤川からお話しさせていただきます。まず、LINE のサービスの、投稿の再考を促す機能ですが、年明け以降を予定しているということでございます。ただ、まだ時期は確定していないということになりますので、また次の機会等でお話しさせていただこうと思います。

2点目、保護者等に情報提供する、安心協さんとの連携ということなのですが、こちらについては、まさに先ほど山口先生からも御指摘いただいた、いわゆる情報をいかに届けるか

というところ、その部分をまさに安心協さんと連携をして補完していったらということ  
でございます。時期に関しましては、12月以降リリースして、その後どういうふうに活用  
するのかといったところを、安心協さんのほうにも御助言いただきながら進めてまいりた  
いと思っておりますので、今時点で安心協さんと具体的に、いつやるということまではま  
だ決まっていない状況でございます。

3点目、年齢確認に関してでございますが、御指摘というか御質問があったとおり、年齢  
確認に関してはサービスによって形態が異なっております。多くはユーザー自身に年齢に  
関する情報を入力してもらうようなやり方といったところがほとんどという状況ござい  
ます。こちらの真正性をどうやって高めていくのかといったところが課題になっておりま  
して、その点、事業者間でノウハウを共有しています。例えばLINEに関しては、年齢確認  
に関して、携帯キャリアさんのほうから、いわゆる利用者の年齢情報を18歳未満か否かと  
いったところでフラグのような情報をいただいて活用させていただいているという状況が  
ございます。こういったノウハウを事業者団体として会員間で共有して、ほかのサービスに  
も活用できるのかどうかといったところを今、検討しているところでございます。

以上でございます。

【石田構成員】      ありがとうございました。

【中村主査】        では、尾上さん。

【尾上構成員】      尾上です。2点あったのですが、1点は先ほど年齢の件で話が出ていま  
したので割愛させていただきたいと思えます。

根本的なところなのですが、各位御報告をいただいてありがとうございます。大変参考に  
なりました。例えばTCAさんの、「未就学児の保護者様へ」というように書かれているソフ  
トバンクの提供資料とか、NTTさんの「低年齢」、KDDIさんの「未成年御利用者」というよ  
うなところとか、SMAJさんの4ページにあるような年齢区分であったり、「未成年」という  
表記であったり、「青少年」や「未成年」という表記で、保護者の立場からすると、どうい  
った区分でこれがされているのかというのは分かりにくくなっているんじゃないかなと。  
我々会議のメンバーはある程度、理解は進んでいるとは思いますが、表に出す資料とすれ  
ば、全くこの区分が分からないという状況なんじゃないかなと思えますので、一旦また整理  
をする必要があるのかなと思いました。

以上です。

【中村主査】        どうもありがとうございました。

大体委員の皆さんから御発言をいただきましたけれど、米田さん、何かありますか。

【米田構成員】 今までのところで、私からは特に齋藤先生が話題にされた OECD 関連のリテラシーの部分ぜひさらに進めていっていただきたいと考えます。ちょうど来年から新しい教科、「情報」という科目が高校で始まります。必修科目となります。あわせて大学入学共通テストにも加わることが確定しています。今後教育現場で注目されることは間違いありません。ぜひ広報的にも活動的にもうまく広めて、また ILAS とも連携させてもらえたらと思います。

以上です。

## ② フィルタリング申込率・有効化措置率の四半期報告について

【中村主査】 ありがとうございます。今日はもう 1 つ議題がございまして、といっても先ほど来御指摘をいただいているフィルタリングの状況の報告、共有でございます。

改めてそれを TCA さんとテレサ協さんからお話をいただければと思います。

まず TCA さんから、資料 16-6 をお願いできますでしょうか。

〈(一社)電気通信事業者協会から、資料 16-6 「(一社)電気通信事業者協会資料」について説明〉

【電気通信事業者協会】 TCA です。資料 16-6 に、数字のアップデートだけ行っております。前も御報告しております加入率と、その加入率を分母とした店頭での有効化率の推移を示しております。これも以前よりは上がって、多少、月の波動はあるのですが、おおむね高い位置をキープしているかなと思っております。

3 ページ目が各社ごとの数字になりますので、こちらは割愛いたします。

4 ページ目に、またこれも毎回示しておりますが数字の定義ですので、説明は割愛いたします。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。井原さん、お願いします。

〈(一社)テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) から、資料 16-7 「(一社)テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) 資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 MVNO 委員会の井原でございます。資料 16-7 を御覧ください。

さい。

2 ページを御覧いただければと思います。今回、業界全体の合算値のほうを記載させていただきました。合算値に関しましては青少年契約のなかった事業者も含めた数字で、一応 15 社からいただきましたので、15 社の平均値ということになっております。

今回初めて発表させていただくのですが、以前から総務省様のほうで集計を実際はいただいておりますので、推移が分かるように、MVNO 各社の実績と同様に、前回・前々回として記載をさせていただいております。前回・前々回も、MVNO の数値と同じ期間での集計ということになっておりますので、こちらを参考にいただければと思います。

合算値のところを見ていただければ、大きな変化はなくて若干改善傾向だったのですが、今回は少し下がったというような申込率になってございますが、こちらは 1 つ課題としましては、MVNO の場合は数値に各社大きくばらつきがございます。100 万回線を超えているという社もあれば数万回線という事業者もございますので、そちらの分母によって大きく異なってくるという可能性があるのですが、今のところ、たしか過去 4 回取らせていただいているのですが、大きなばらつきはなかったということになりますので、今後もこのような形で合算値のほうは報告させていただければと思っております。

個社の数字に関しましては、先ほどから御指摘をいただいているとおり、社名を伏せた形で大変申し訳ございませんが、今回もこのような御報告とさせていただければと思います。が、実際、個社によって若干下がっているところもあるのですが、平均的には徐々に改善してきているというようなものが推移として見て取れるのではないかと思います。

ここも以前からありますとおり、1 社だけ有効化率ではなくて実際のアクティベート率で書かせていただいておりますので、1 社、真ん中のところに関しては、有効化措置率は参考値として見ていただければと思います。

以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございました。今の報告について、改めて先ほどの論点と重複しても結構ですので、残り時間で、質問、コメントなどがあればと思います。

上沼さん、お願いします。

【上沼構成員】 ありがとうございます。今のフィルタリングの統計について、状況が分かるので大変ありがたいと思うのですが、その関係で、先ほど MVNO さんがおっしゃった今後の課題の部分、16-2 の 5 ページ辺りからだと思うのですが、「個社名公表に関する課題」に記載されている内容については、別に個社名公表に関する課題というわけではなく

て、ここのタスクフォースにおいてずっと問題意識として出されている課題だと思われる。

また、4ページの1は別として、2と3あたりはMNOさんに対してもずっと御質問しているところであって、そこが違うこと自体が一つの分かりにくさになっているので、どういう形かはともかくとして、何らかの形で統一していただいたほうが分かりやすいのではないかと考えているところです。

あと、5ページ目のOSフィルタリングの取扱いについての整理も、これもずっとこちらのタスクフォースで問題となっているところではあって、実態の把握ができないという点について、例えばOS事業者なら把握できるのか、という点も含めて、実際を知りたいところです。先ほど尾花さんからもあったとおり、本来、端末でフィルタリングがかけられるのであれば、インターネット接続がどの回線経由であっても一律にかかる形になるので、青少年保護という観点からは、端末にかかれば十分とも考えられるのではないかと、とも思います。

ですので、MNOさんもそうだと思うのですが、このように課題として出していただくのであれば、一緒に御検討いただいて、対応方法について提案を出していただければありがたいのと思っている次第です。

状況によっては、ネットワーク回線でフィルタリングをかける必要があるのかというのは疑問であるところでもありますし、そういうことも改めて検討できるのかなと思いますので、今後のアップデートと一緒に、この辺の課題についての提案の方向というのをいただければと思います。

以上、こちらは幸いです。

【中村主査】 重要な指摘をありがとうございました。

山口さん、いかがでしょうか。

【山口構成員】 山口です。御説明いただきましてありがとうございました。私から幾つか質問などあるのですが、まず1点目が、MNOさんのグラフ、スライド2ページ目ですね、こちらを見ると、有効化率の赤線が最近減少傾向にあるように見えるのですが、これはどういう理由なのかなというところを教えていただければ幸いです。もしかしたらオンライン契約が増えたからなのかなとは思っているのですが、もし何か思い当たるところがあれば教えていただければ幸いです。

2点目が、これはちょっと大きい話になってしまって申し訳ないのですが、長年こういった形で御報告をいただいているものだと思います。私はまだこの会議は3回目か4回目ぐ



らいの中でこういう話をするのは恐縮なのですが、この「有効化率」という単語が妥当なのかどうか甚だ疑問でして。一般的な人間が「有効化率」というふうに聞いたら、このフィルタリングサービス、フィルタリングを有効にしている人の割合だと思ってしまうんです。要するに、申し込んだだけじゃなくてしっかり使っている人の割合だと。しかし実際は、「事業者が有効にしました率」なんですよ。なので、全く消費者視点ではないということで、もしかしたら慣習として長年こういう単語が使われているのかもしれないのですが、これはかなり誤解を招く表現なんじゃないのかなと思っています。この「有効化率」という言葉から想像する内容の、今、現状でフィルタリングを有効にしている人の割合というのは大変重要な数字なわけです。これは、今御報告いただいている有効化率よりも多分はるかに重要な値なので、本来こういったことを継続調査で明らかにすべきだと思います。

まとめると、単語に文句を言うだけだと何の建設的意見にもならないので、私が申し上げたいのは、この継続調査によって何らか有効にしている人の割合というのを追っているのであればそれを教えていただきたいし、もし追っていないのであれば、MNOさんだったらできるんじゃないのかなと正直思うところではあります。もちろん、いろいろ大変な面もあると思うのですが、そういったところを何らかの方法で把握されてもいいんじゃないのかなと思った次第です。

最後に MVNO さんについて、これは前回は質問した気がするのですが、改めて、申込率と有効化措置率はあまりに企業によって差があるのですが、こういったものの背景に何かあるのかというのを、もし御存じのことがあればお教えいただければ幸いです。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。じゃあ吉岡さん、井原さんからそれぞれコメントいただければ幸いです。

【電気通信事業者協会】 TCA の吉岡です。1 点目、有効化率が若干低下しているというところなのですが、これは正直、これが原因だということまで特定ができていないというのが正直なところ。とはいえ、これが課題だということは認識しておりますので、特に会社によってまちまちだったりもしますので、低下している会社においては、それを上げるような努力というのを、分析とともにその対策を打っていくということが重要かと思っております。

2 点目の、有効化率の単語については、これはそういう御指摘はごもっともかなと思いますので、ここでいうと「事業者が販売時に設定した率」というのが恐らく実態を表している

言葉になると思いますので、そこに対して特別こだわりがあるわけではありませので、分かりやすい言葉に変えていくということでは全然問題ないです。

あと、実際に世の中で有効になっている数字がどこまで追えるのかということなのですが、これは先ほど来話が出ていますが、特に OS のフィルタリングを設定しているものは、通信事業者ではこれは 100%不可能というのが実態です。

あとアプリでやっているものについては、やりようによっては、時間とお金をかければできる部分もなくはないと思うのですが、非常にコストと手間がかかるというのが現実です。それができたところで、OS のほうができないので全体を把握するには足りないというのが現状になります。お答えになっていますでしょうか。

【山口構成員】 ありがとうございます。御事情はよく分かりました。しいていうなら、サンプルサイズは小さくてもいいので、アンケートとかを継続でできないのかなと思うところでもあるのですが、取りあえず正確に把握することが非常に難しいと。特に OS のことは 100%分からないということはよく分かりました。ありがとうございます。

【テレコムサービス協会】 それでは続きまして、MVNO 委員会の井原でございます。御質問いただいたところで、先に有効化措置率に関してですが、実際、先ほども言いましたアクティベート率を掲載させていただいている事業者がございしますが、こちらはおっしゃられている、いわゆる実際の利用されている状況でございます。

ここはもともと有効化をシステム上取っていないという状況で、実際に店舗等では設定はしているのですが、それがシステム上に反映できていないものですから、有効化が取れない代わりに何らかる方法がないかということでアプリベンダーと相談させていただいて、実際にアプリケーションを入れられて使われている状況というのは、当然アプリベンダー側は分かっておりますので、それと我々のほうで持っている顧客データのユニーク番号でぶつけさせていただいて管理をさせていただいておりますので、実は、そのような取組をしている事業者もあるということでございます。これが一つです。

あと、申込率と有効化措置率の差についてですけれども、これは当然、申し込まれるお客様の属性の違いとか、あとはチャンネル、オンラインメインにされているところもあれば、実際の店舗をしっかりと構えてやられているところとか、あと有効化措置率ですごく高い会社があるのですが、こことかは訪問されて設定を必ずされているという。これはケーブルテレビの会社ということなのですが、そういう若干のチャンネルの違いもありましてばらつきがあるのですが、とはいえ、申込率を上げるために、このような文言を申込みフローの中でし

っかりとアナウンスをすべきということで、今回ガイドラインの見直しをさせていただいていますので、今後、そのガイドラインにのっとった申込手順のほうを実際に履行されているかどうかというのを確認させていただきながら、全体の数値が上がるように。その中でまた課題が出ましたら、改めて MVNO 委員会の中でも議論させていただいて、全体として改善のほうに努めさせていただければと思っております。

もう 1 つ、OS フィルタリングの把握ができないかということ、これは単純に OS 事業者がこの前投げております。何らか確認する方法というのが本当はないのかということは、今後も議論していきましようかということは先方からも言ってきておりますので、ここも今後いろいろと議論させていただければ、OS 事業者と相談させていただいて、もし実現できれば、また改めて案内させていただければと思います。

以上でございます。

【山口構成員】 ありがとうございます。今後、OS も含めて御対応を考えていただけるという、大変ありがたいなと思った次第です。楽しみにしております。

また、今のお話を踏まえると、やはりアプリのほうは何か分かりそうな感じもするので、少なくとも MVNO の会社によってはそれをやっているということを伺っておりますので、MNO さんのほうでもできるんじゃないかなというのは正直思うところですので、何か御検討いただければ幸いです。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。

尾花さん、ちょっと時間があります。

【尾花構成員】 ありがとうございます。今、山口先生からお話があったことと上沼さんがおっしゃっていたこと、その辺りの続きなのですが。OS 事業者さんが現在提供しているフィルタリングを、もう少し、青少年インターネット環境整備法に基づく利用ができるように、そういう取組を促すようなご協力を仰げないかなど。

もちろん、フィルタリングアプリ・ソフト・サービスを提供する事業者さんの仕事を取り上げるつもりは全然なく、最低限、どの端末にも入っていて、設定しようと思えばできるという状態が理想的ということです。繰り返しお話ししているように、小さい子供に貸すスマホへのフィルタリングがほとんどできていない状況にあります。パソコンと同じものが使いたいという人はそれを使えばいいし、あんしんフィルターの利用申請をしていただくのもいいですが、どの端末にも入っているもので対応するほうが理想的です。今は、どちらか

というタイムコントローラーを中心にアピールされていますが、フィルタリングとしての活用についてもどんどん訴求していただきたいし、フィルタリングの面からの使い勝手も向上させていただきたい。OS 事業者さんがどういった取組が可能かどうかについては、Apple さんも Google さんのご事情もあると思いますが、総務省さんを中心に、内閣府さん、法務省さんほか、様々関係省庁さんと協議の上、お願いできないかなというふうに思います。

全ての端末で使える OS 事業者提供のフィルタリングがあれば、小さなお子さんを持つ保護者が（利用契約等をしなくても）気軽にフィルタリングを使えるようになり、低年齢のお子さんが大人の使用環境のままスマホを使うことの回避がしやすくなると思います。

有効化率の問題は、まさに山口先生がおっしゃっていたとおり。逆に言えば、小さい子にフィルタリングをかけていない大人の端末を使わせたり、小学生が高校生プラスで使ったりすることに比べたら、高校2・3年生がフィルタリングを外して使うほうがよっぽど安全だと言えるかもしれないわけです。

有効化率という数字を上げるために議論する時代は、もう終わったのではないかと思います。有効化率を 100%にすることより、子供たちのトラブルを防止するために、それぞれの年齢や利用環境、使い方等に合った安全な利用環境づくりを論点にする段階に来ているような気がしています。

また、私も委員として携わらせていただいている内閣府の青少年の利用実態調査のほうでも、「小さい子供にフィルタリングをかけて使わせていますか」といった設問をここ数年設けており、今年度も多少ですが詳しく訊ねています。具体的な調査データが示せば、今後、みなさまが動きやすくなるかもしれません。さらに、このタスクフォースで検討して、必要な調査項目があれば次年度に追加するような形で相乗効果が生まれれば、より良い方向に進むのではないかと考えます。

既に、「フィルタリング 100%を目指そう」という段階ではなくなっているのではないかと、このことを踏まえ、さらなる工夫が必要だと思った次第でございます。

以上です。ありがとうございます。

### (3) 閉会

【中村主査】 どうもありがとうございました。

では、今日の議事はこのくらいでよろしいでしょうか。皆さん、非常に精力的に御議論に御参加いただきましてありがとうございます。

この問題はビジネスに関わることでもありますし、利害も関わってきますけれども、皆さん、前向きに環境を整えようという姿勢で参加をいただいております、非常に心強い思いでございます。

また、今日たくさん問題提起もいただきました。曾我部さんからプラットフォーム研でも議論になっている OECD の勧告を受けての考え方ですとか、山口さんからはディストリビュートについての情報の強化、あるいは「有効化率」呼び方問題といたしますか、有効な割合をどう把握していくのかということ。

さらには、MVNO の公表については、これは複数委員から指摘をいただきましたし、同様に複数の委員から、今も話がありました。ネットワークフィルタリング、OS フィルタリングの位置づけ、あるいはネットワークと端末の位置づけについての御指摘をいただきました。

この辺りも、事務局とも、あるいは関係者とも相談をしながら、今後どのように扱っていくかということの検討を進めていき、また皆さんと相談をしていければと思っております。よろしくどうぞお願いします。

では最後に、次回のスケジュールについて事務局からお願いいたします。

**【竹内消費者行政第一課課長補佐】** 事務局でございます。次回の日程・場所等につきましては、調整の上で別途事務局から御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

**【中村主査】** では、この会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

以上